（変更の届出を要しない場合等）

第三十四条の六十四の七　［略］

２　法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決済等代行業者（金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。以下同じ。）は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

３　［略］

（利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第三十四条の六十四の二十五　法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代行業を営んでいる者（金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者である者を除く。）を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

［二・三　略］

別表第三（第三十四条の六十一関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］		
銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	解散年月日	［一～三　略］
金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	登録又は変更登録を受けた年月日	一　理由書 二　金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

（変更の届出を要しない場合等）

第三十四条の六十四の七　［同上］

２　法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決済等代行業者は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

３　［同上］

（利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第三十四条の六十四の二十五　［同上］

一　法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代行業を営んでいる者を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

［二・三　同上］

別表第三（第三十四条の六十一関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］		
銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	解散年月日	［一～三　同上］

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。